

# ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

|      |                           |      |                              |
|------|---------------------------|------|------------------------------|
| 申請者  | オーナーシップ株式会社               | 認定日等 | 認定：2022年●月●日<br>(申請：同年8月29日) |
| 主務大臣 | 経済産業大臣【事業所管】 / 法務大臣【規制所管】 |      |                              |

## 申請背景・実証目的

- 近年、ブロックチェーン技術に代表される分散型台帳技術を活用し、有価証券に表示される権利の発生及び移転を電子的に記録しようとする動きが国際的に広まっている。我が国においても、令和2年5月1日施行の改正金融商品取引法において、「電子記録移転権利」（セキュリティトークン）が規定された。
- 申請者は、セキュリティトークンを投資家間で売買できるブロックチェーン技術を活用した情報システム（以下「本システム」という。）を開発中であるところ、本システムを活用した（匿名組合出資持分に含まれる）債権譲渡の社会実装を目指すべく、**本システムが円滑に稼働するかどうかを検証するため、実証を行う**ことを考えている。
- この点、産業競争力強化法上の債権譲渡特例（認定新事業活動計画に従って提供される情報システムを利用した債権譲渡通知等は確定日付のある証書による通知等とみなす特例。以下「本特例」という。）が存在するため、**本システムが円滑に稼働するかどうかを検証するに当たっては、本特例の要件を参照する。**

【参考】申請者は、本特例の要件を満たす本システムを活用した（匿名組合出資持分に含まれる）債権譲渡の社会実装により、以下の**将来構想を実現**したいと考えている。

## ＜申請者の将来構想＞

- 本システムを介したセキュリティトークンの発行者（債務者）から売主投資家（債権譲渡人）に対する承諾通知に係る対応は、従来の「確定日付のある証書」に係る対応に比べて、オフラインでの作業が発生せず、売買契約成立から数秒以内に当該売買契約（債権譲渡）に関する情報伝達が可能となり、売買契約の取引の安全性が飛躍的に高まるとともに、売買の迅速化・ペーパーレス化に資する。
- セキュリティトークンの発行者（債務者）による承諾に関する情報を事後的に本システムのブロックチェーン上の記録を確認することにより正確に把握することができるため、投資家間の売買契約（債権譲渡）の取引の安全性を確保し、無用な紛争を回避することができる。

# ブロックチェーン技術を活用した電子的取引に係る第三者対抗要件に関する実証

実証計画（実証期間：認定後、実証開始の準備が整ってから1ヶ月後の日が属する月の末日まで）

本実証では、「匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡」を取引の対象とする。実証の流れは以下のとおり。

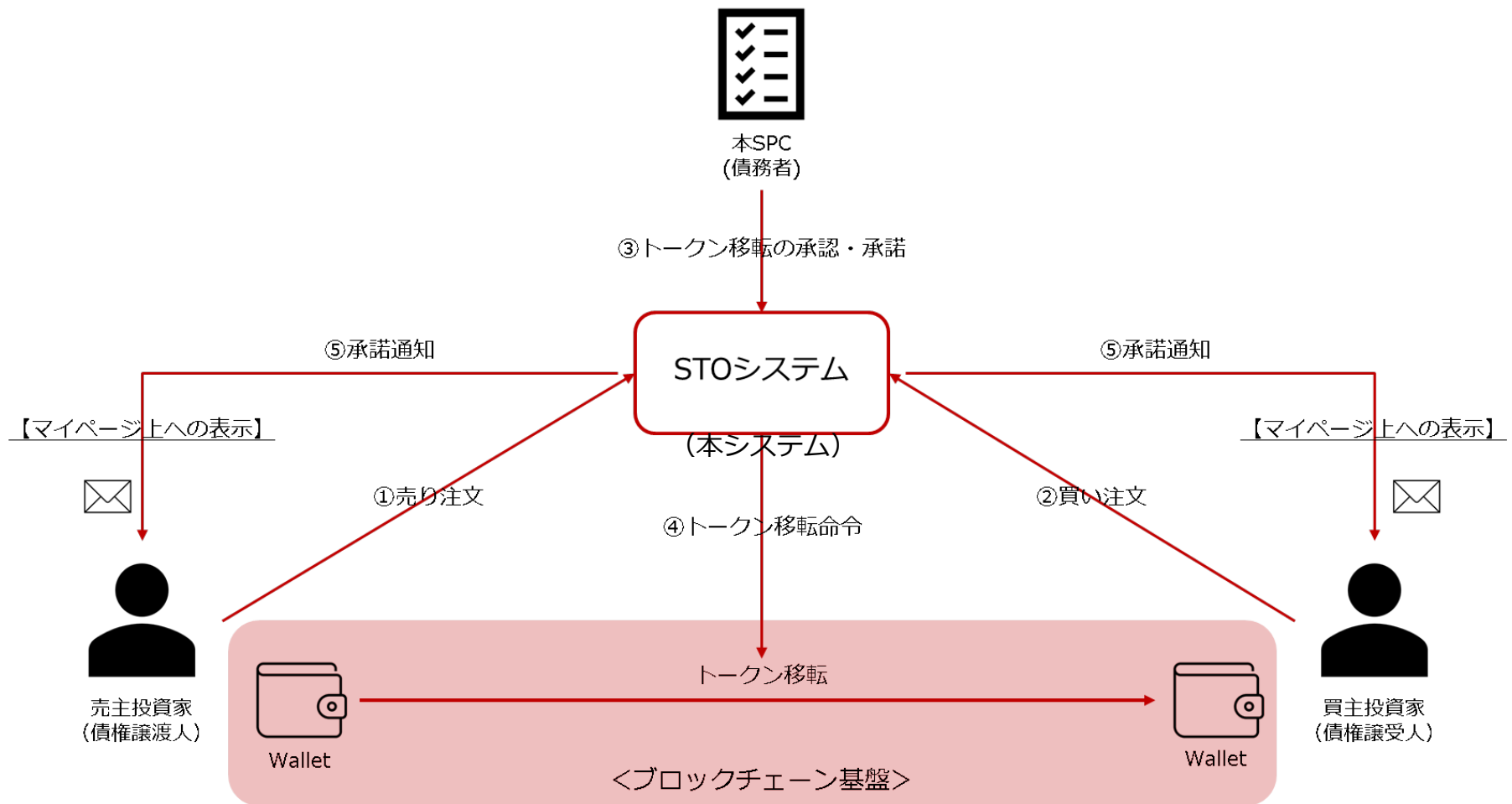
## ○ 匿名組合出資持分に含まれる債権の譲渡に関する「承諾」

- ① 申請者の親会社であるデジタル証券準備株式会社（以下「DS社」という。）にて、Special Purpose Company（以下「本SPC」という。）を設立し、本SPCが（適格機関投資家等特例業務に係る届出を行ったうえで）ファンド（以下「本ファンド」という。）を組成する。
- ② 本システム内で行われるセキュリティトークンの投資家間売買において、売買契約成立時に、本システムを介して、セキュリティトークンの発行者（債務者）である本SPCが売主投資家（債権譲渡人）に対して承諾通知を行う。具体的なオペレーションは以下のとおり。
  - ・ 売主投資家（債権譲渡人）が本システム上の専用画面にセキュリティトークンの譲渡数量と提示価格に係る情報を登録した後、買主投資家（債権譲受人）が本システム上で買取り申請を行い、本SPCから委託を受けたDS社において当該セキュリティトークン売買を承認し、当該承認に基づき、買取り申請数量と同量のセキュリティトークンを本システムのブロックチェーン基盤上で売主投資家（債権譲渡人）のウォレットから買主投資家（債権譲受人）のウォレットに移転させる。
  - ・ 上記セキュリティトークン移転時において、ブロックチェーン基盤上では、当該売買契約（債権譲渡）に係る内容及び承諾日時等が記録される。
  - ・ 上記セキュリティトークン移転完了後、本SPC（債務者）は売主投資家（債権譲渡人）に対して当該移転を承諾する旨の通知を行い、売主投資家（債権譲渡人）のマイページ上に当該通知を表示させる。

## ③ 申請者は、本システムが本特例上の「情報システム」として円滑に稼働し得ることを確認する。

※ 「第三者対抗要件具備」のため、「確定日付のある証書による承諾」も併用するため、新技術等関係規定に違反するものではない。

## <本実証の流れ>



## (参考) 関係法令等

### 民法（抄）

（債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に 通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

### 民法施行法（抄）

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

② 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定 公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

③ 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

## (参考) 関係法令等

### 産業競争力強化法（抄）

（債権譲渡の通知等に関する特例）

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する**情報システム**（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

- 一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。
- 二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 及び 3 略

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する**受益権の譲渡の通知又は承諾**について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

## (参考) 関係法令等

### 産業競争力強化法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令（抄）

（債権譲渡通知等の記録保存及び改変防止のための措置）

第二条 法第十一条の二第一項第二号に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 認定新事業活動実施者（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。以下同じ。）が、次に掲げる事項（次号において「記録事項」という。）を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して五年間保存することとしていること。
  - イ 当該債権譲渡通知等がされた日時
  - ロ 当該債権譲渡通知等の内容
  - ハ 当該債権譲渡通知等をした者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項
  - ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者の電話番号その他の当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項
- 二 債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記載した書面を交付し、又は当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。
- 三 認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（法第十一条の三第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って実施する新事業活動（第七号、第四条及び第六条において「新事業活動」という。）の廃止をしようとするとき、又は法第十条第二項若しくは第三項の規定により認定新事業活動計画の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第一号の保存及び前号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。
- 四 認定新事業活動実施者が法第十一条の二第一項に規定する情報システムにおいて第一号イの日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。
- 五 債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第一号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記載された者のものであるかどうかを確認することができること。
- 六 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置が講じられていること。
  - イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。
  - ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。
  - ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。
- 七 認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格二七〇〇一に適合している旨の認証を受けていること。



## 様式第十四（第5条関係）

### 新技術等実証計画の認定申請書

令和4年8月29日

法務大臣 葉梨 康弘 殿

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシティ 3階  
オーナーシップ株式会社  
代表取締役 松井 晴彦

産業競争力強化法（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

#### 記

#### 1. 新技術等実証の目標

##### （1）背景

##### イ 産業競争力強化法等の改正

債権の譲渡は、債務者への通知又は債務者の承諾が「確定日付のある証書」によってされなければ債務者以外の第三者に対抗することができないとされている（民法第467条第2項）。他方で、近年、電子的な方法による取引はますます盛んになっており、債権譲渡に係る手続も含めて、電子的なやりとりのみで迅速に手続を完結させることに対するニーズが高まっていることから、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）（以下「産業競争力強化法」という。）において、債権の譲渡の通知等が、産業競争力強化法に基づく新事業活動計画の認定を受けた事業者によって提供される情報システムを利用してされた場合には、当該情報システム経由での通知等を「確定日付のある証書」による通知等とみなす特例（以下「本特例」という。）が創設された。

この点、匿名組合契約（商法第535条）に基づく匿名組合出資持分などの組合持分（組合契約上の地位）の譲渡については、現状、その譲渡に係る第三者対抗要件に関する明文規定は存在しないものの、組合持分（組合契約上の地位）に含まれる債権の譲渡については民法第467条第2項が適用され、よって、本特例も適用されるものと解されている。

##### ロ セキュリティ・トークン・オファリング

近年、ブロックチェーン技術に代表される分散型台帳技術を活用し、有価証券に表示される権利の発生及び移転を電子的に記録しようとする動きが国際的に広まっているところ、我が国においても、令和2年5月1日に改正金融商品取引法が施行され、匿名組合契約に基づく権利をはじめとする金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利のうち、ブロックチェーン技術に代表される分散型台帳技術を用いて移転可能なものが「電子記録移転権利」と定義された。「電子記録移転権利」は最近では「デジタル証券」と呼ばれ、「電子記録移転権

利」の発行は、一般にセキュリティ・トークン・オファリング（STO）と呼ばれているが、STOは、ブロックチェーン技術に代表される分散型台帳技術がもたらす「事実上の流通可能性」を理由に第一種金融商品取引業として規制されることとなった。

すなわち、「電子記録移転権利」は、①金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利のうち、②トークン（ブロックチェーン上の記録）に表示されるものであり、トークン表示により、技術上、金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利の流通を図ることが容易になることを理由に第一項有価証券として規制されることとなったものであるところ、「電子記録移転権利」に係る上記立法事実は、「電子記録移転権利」の投資家間売買の存在が前提となっている。

しかしながら、上記改正金融商品取引法等において「電子記録移転権利」の投資家間売買に係る第三者対抗要件に関する制度整備はなされなかったため、「電子記録移転権利」の投資家間売買の取引の安全性を確保するためには、この点に係る第三者対抗要件に関する制度整備が必要不可欠かつ急務である。

#### ハ ブロックチェーン技術の利便性

ブロックチェーン技術とは、取引データを時系列で鎖のように繋げながら記録する方法により、データベース上のデータの真正性を確保する技術である。

ブロックチェーン技術の特徴は、トランザクション及びアクションの正当性を決定する際に、特定のサーバーによる検証に依存することなく、非中央集権的なピア・ツー・ピア（P2P）型ネットワークを基盤とする複数の端末が、過去から現在に至るまでの自己のデータベースの更新情報を一繋がり of 帳簿データとして管理し、かつ、各端末が同一の帳簿データを管理したうえで、新たなトランザクション等に対していずれの台帳においても矛盾が生じないと認められた場合においてのみ、当該トランザクション等を各台帳に真正なトランザクション等として追加する点にある。

ブロックチェーン技術の上記特徴により、ブロックチェーン技術を用いて作成されたデータは、①過去の取引データの改ざんが不可能である、②データを管理する一部の端末が故障しても他の端末のデータベースを利用することでサービス継続が可能であるため、システム障害に強く可用性が高い、③ブロックチェーン内部の通信は暗号化され、かつ証明書による検証が行われているため、そもそも改ざんが極めて困難である、という特徴を有する。

#### （2）将来構想

申請者は、現物不動産を裏付け資産とする匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分を「電子記録移転権利」化（トークン化）し、これを投資家間で売買できる情報処理装置（以下「本システム」という。）を開発中であるところ、当該「電子記録移転権利」の投資家間売買は、匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分（匿名組合契約上の地位）の譲渡に該当し、現状、その譲渡に係る第三者対抗要件に関する明文規定は存在しないものの、匿名組合出資持分（匿名組合契約上の地位）に含まれる債権の譲渡については民法第467条第2項が適用されるものと解されている。

よって、上記「電子記録移転権利」の投資家間売買契約成立時に、本システムを介して、「電子記録移転権利」の発行者（債務者）から売主投資家（債権譲渡人）に対して当該売買契約（債権譲渡）を承諾する旨の通知を行う（具体的には、①発行者（債務者）が本システム内の売主投資家（債権譲渡人）のマイページ上に当該売買契約（債権譲渡）を承諾する旨の通知



（以下「本承諾通知」という。）を行い、②売主投資家（債権譲渡人）が、本承諾通知に記載されたURLをクリックすると、当該売買契約（債権譲渡）の内容及び当該売買契約（債権譲渡）に係るブロックチェーン上の記録（トランザクションID等）が記載された電磁的書面（PDF）

（以下「取引証明書」という。）を確認できる状態にする）ことにより、発行者（債務者）が売主投資家（債権譲渡人）に対して本承諾通知を行った時点（発行者（債務者）が売主投資家（債権譲渡人）のマイページ上に本承諾通知を表示させた時点）で、発行者（債務者）が当該売買契約（債権譲渡）の「確定日付のある証書」による承諾を行ったものとする。

なお、取引証明書は、本システムを介して発行者（債務者）から売主投資家（債権譲渡人）及び買主投資家（債権譲受人）に対してメール送付するとともに、売主投資家（債権譲渡人）及び買主投資家（債権譲受人）のマイページ上に掲載し、常時、閲覧/ダウンロード可能な状態にする。

本承諾通知の流れ、本承諾通知画面のイメージ、及び取引証明書のイメージは、別添資料①～③記載のとおりである。

発行者（債務者）の売主投資家（債権譲渡人）に対する本承諾通知に係る対応は、従来の「確定日付のある証書」に係る対応に比べて、オフラインでの作業が発生せず、売買契約成立から数秒以内に当該売買契約（債権譲渡）に関する情報の伝達が可能となり、売買契約の取引の安全性が飛躍的に高まるとともに、売買の迅速化・ペーパーレス化に資する。

また、本システム内での匿名組合出資持分の二重譲渡はそもそも不可能であるが、仮に売主投資家（債権譲渡人）が保有する匿名組合出資持分を本システム外で二重譲渡した場合であっても、ブロックチェーン技術を用いて作成されたデータは、①過去の取引データの改ざんが不可能である、②データを管理する一部の端末が故障しても他の端末のデータベースを利用することでサービス継続が可能であるため、システム障害に強く可用性が高い、③ブロックチェーン内部の通信は暗号化され、かつ証明書による検証が行われているため、そもそも改ざんが極めて困難であることから、発行者（債務者）による承諾に関する情報を事後的にも本システムのブロックチェーン上の記録を確認することにより正確に把握することができるため、当該売買契約の取引の安全性を確保し、無用な紛争を回避することができる。

## 2. 次に掲げる新技術等実証の内容

### （１）新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

本システム内で行われた「電子記録移転権利」の投資家間売買において、売買契約成立時に、本システムを介して、発行者（債務者）が売主投資家（債権譲渡人）に対して本承諾通知を行う（同時に、発行者（債務者）が売主投資家（債権譲渡人）のマイページ上に本承諾通知を表示させる）ことにより、当該売買契約（債権譲渡）の取引の安全性を確保し、当該売買契約（債権譲渡）の承諾に係る事務の効率化を目指す。

下記（２）に記載した措置が講じられていれば、発行者（債務者）の売主投資家（債権譲渡人）に対する本承諾通知（同時に、発行者（債務者）が売主投資家（債権譲渡人）のマイページ上に本承諾通知を表示させる行為）が、新事業特例制度の認定を受けた場合、法第11条の2第1項に照らして、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による承諾とみなされる可能性があることを、実証を通じて確認する。

### （２）法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

発行者（債務者）の売主投資家（債権譲渡人）に対する本承諾通知（同時に、発行者（債務

者)が売主投資家(債権譲渡人)のマイページ上に本承諾通知を表示させる行為)が、法第11条の2第1項各号の要件を満たし得ることを実証を通じて検証する。

本実証のスキームは、概要、別添資料④記載のとおりである。

#### イ 準備段階

- ① 申請者の親会社であるデジタル証券準備株式会社(以下「DS社」という。)にてSPC(Special Purpose Company)(以下「本SPC」という。)を設立し、本SPCが金融商品取引法第63条第2項に基づく適格機関投資家等特例業務に係る届出を行ったうえで、本SPCがファンド(以下「本ファンド」という。)を組成する。この際、本SPCから委託を受けた申請者にて、本システム上において、当該適格機関投資家等特例業務として、不動産信託受益権<sup>1</sup>を裏付け資産とする匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分を「電子記録移転権利」化(トークン化)する。
- ② 本SPCから委託を受けたDS社が、本ファンドに出資予定の適格機関投資家及び特例業務対象投資家に対し、本システム内で行われる「電子記録移転権利」の投資家間売買において、売買契約成立時に、本システムを介して、発行者(債務者)である本SPCが売主投資家(債権譲渡人)に対して本承諾通知を行う(同時に、発行者(債務者)である本SPCが売主投資家(債権譲渡人)のマイページ上に本承諾通知を表示させる)とともに、取引証明書と同様の内容が記載された内容証明郵便を送付する旨、事前説明し、この点について同意を取得する。
- ③ 適格機関投資家及び特例業務対象投資家が、本ファンドに出資するために本システムへ登録手続きを行う。登録時には本人確認手続きを行う。
- ④ 投資家登録完了後、本システムのブロックチェーン基盤上に投資家毎にウォレットを作成する。
- ⑤ 投資家は、本システム上で本ファンドに対する投資申請及び投資金額の入金を行う。
- ⑥ 投資家の投資金額に応じて、投資家のウォレットにトークンが分配される。

#### ロ 実行段階(具体的なオペレーション、業務フロー)

- ① 売主となる特例業務対象投資家は、トークンの譲渡数量(ただし、保有するトークンの

---

<sup>1</sup> 申請者は、現物不動産を裏付け資産とする匿名組合契約に基づく匿名組合出資持分を「電子記録移転権利」化(トークン化)し、これを投資家間で売買できる情報処理装置を開発中であるが、本実証においては、不動産特定共同事業法の適用を避けるため、現物不動産ではなく、不動産信託受益権を裏付け資産とするファンドを組成する。この点、裏付け資産の種別は、本実証の内容・成果に影響を与えるものではなく、本システムが新事業特例制度の認定を受けた場合には、裏付け資産の種別にかかわらず、発行者(債務者)の売主投資家(債権譲渡人)に対する本承諾通知(同時に、発行者(債務者)が売主投資家(債権譲渡人)のマイページ上に本承諾通知を表示させる行為)は、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による承諾とみなされるものである。

一括譲渡に限る<sup>2)</sup>と提示価格を決定し、本システム上の専用画面にこれらの情報を登録する。

- ② 買主となる特例業務対象投資家は、上記登録情報を確認のうえ、買取り数量を決定し、本システム上で買取り申請を行う。
- ③ 本システムは、上記買取り申請に基づき、当該買取り申請に対応するトークン売買を受け付ける（当該受付により、当該トークンの買取り申請は行えない仕様となる）。本SPCから委託を受けたDS社において、本承諾通知の前提行為として毎営業日の15時頃に上記トークン売買を承認し、当該承認に基づき、買取り申請数量と同量のトークンをブロックチェーン基盤上で売主投資家のウォレットから買主投資家のウォレットに移転させる。
- ④ 上記トークン移転時において、ブロックチェーン基盤上では、当該売買契約（債権譲渡）に係るトランザクションID、移転したトークンID、トークン数量、トークン移転日時、売買契約成立日時（DS社によるトークン売買の承認日時）、移転元ウォレットID、移転先ウォレットID及び本承諾通知日時等が記録される。
- ⑤ 上記トークン移転完了後、(i)本SPC（債務者）は売主投資家（債権譲渡人）に対して上記トークン移転を承諾する旨の通知（本承諾通知）を行い（本SPC（債務者）は売主投資家（債権譲渡人）のマイページ上に上記トークン移転（売買契約）を承諾する旨の通知を表示させ）、(ii)売主投資家（債権譲渡人）が、当該通知に記載されたURLをクリックすると、上記トークン移転（売買契約）に関する情報（ファンド名及びファンドID、売主投資家ID、買主投資家ID、トランザクションID、トークンID、トークン数量、トークン価格、売買契約成立日時（DS社によるトークン売買の承認日時））が記載された取引証明書を確認できる状態にする。加えて、(iii)本SPC（債務者）から売主投資家（債権譲渡人）に対して取引証明書と同様の内容が記載された内容証明郵便を送付する。なお、取引証明書は、本システムを介して、本SPC（債務者）から売主投資家（債権譲渡人）及び買主投資家（債権譲受人）に対してメール送付するとともに、売主投資家（債権譲渡人）及び買主投資家（債権譲受人）のマイページ上に掲載し、常時、閲覧/ダウンロード可能な状態にする。
- ⑥ 上記トークン移転完了後、売主投資家（債権譲渡人）及び買主投資家（債権譲受人）は、本システム画面を通じ、自ら保有するトークンの情報を確認する。
- ⑦ 申請者は、申請者のデータベースにおいて、本承諾通知（本承諾通知が行われた日時の記録を含む。）及び取引証明書を少なくとも5年間保管する。

#### ハ 実証を実施するために講ずるその他の措置

---

<sup>2)</sup> トークンの譲渡は特例業務対象投資家（金融商品取引法施行令第17条の12第4項第2号に規定される投資家）間で行うことを予定しているところ、同号において一括譲渡以外の譲渡が禁止されているため、一括譲渡に限定しているものである。

本実証に利用される本システムは、以下のような安全管理措置等を講じている。

① セキュリティ基準に関する対応

- ✓ FISC（公益財団法人金融情報システムセンター）の安全対策基準に準拠
- ✓ セキュリティ運用管理に関する公的認証（ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステム）を取得予定
- ✓ 他社が実施した脆弱性テスト（特定の意図をもつ攻撃者が攻撃に成功するかどうかを検証するテストとその結果に対する対策）を実施

② 本システムのネットワーク全般に係るセキュリティ上の措置

- ✓ サービス利用者が本システムを使用するにあたっては、事前のユーザー登録及びシステム管理者による承認を必須とし、当該ユーザー情報及び管理者による承認結果をデータベース上に記録する
- ✓ サービス利用者が本システムを操作するにあたっては、事前の認証操作として、当該サービス利用者固有のユーザーID及びパスワードの入力を必須とする
- ✓ 本システムのうち、投資家のブラウザを通じたWebアプリケーションとの通信に必要な部分は、操作に必要な最小限のプロトコルのみを許可するとともに、WAFを導入して悪意あるリクエストを検知・遮断している
- ✓ 本システムを構成する各サーバーへの通信は、ファイアウォール等を用いてサービス稼働上必要な通信に限定する
- ✓ 本システムのサーバー内部でアンチウィルスソフトを稼働させ、不正なスクリプトやマルウェア等の活動を検知・防止している
- ✓ ブラウザを通じた通信はTLS1.2以上の規格（TLS1.2はインターネット通信における標準的な暗号化方式）によって暗号化されている
- ✓ 本システムのうち、システム管理者が使用するWebアプリケーション、データベース及びサーバーへのアクセスに関しては、上記の対策に加えて、VPN接続を必須とすることによりアクセス可能な人員を限定し、接続時の通信を暗号化することによって機密性を高めるとともに、一般のインターネットからのアクセスを遮断している
- ✓ 投資操作等重要な処理に関するシステム内部の通信は、通信データへの証明書の付与と検証を行い、アンチウィルスソフトに加えて二重の改ざん防止措置を行っている
- ✓ システムへのアクセスやシステムの稼働については、記録を取得し保管する。内部に保管したデータへのアクセス及び操作の実施者・実施権限を必要最小限の範囲に設定することにより、アクセスやシステムの稼働の記録が改ざんされることを防止する

③ 本システム内部でのデータの管理に係る措置

- ✓ データベース及びオブジェクトストレージにAWSのサービス（Aurora及びS3）を使用し、データを暗号化して保管する
- ✓ データベースの障害に備えて定期的にバックアップを取得しており、バックアップを利用してのデータベースの復旧が可能

④ 本システムの時刻は、NTP（Network Time Protocol）を通じて日本標準時の正確な現在時刻に設定されているAWS（Amazon Web Services）が提供する時刻に同期させている。

(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

実証を通じて、下記確認事項①～⑧記載の検証を行い、上記(2)に記載した措置が講じられていれば、発行者(債務者)の売主投資家(債権譲渡人)に対する本承諾通知(同時に、発行者(債務者)が売主投資家(債権譲渡人)のマイページ上に本承諾通知を表示させる行為)が、法第11条の2第1項に照らして、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による承諾とみなされる可能性があることを確認する。

記

確認事項①:

【要件】法第11条の2第1項第1号

債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

【検証】本SPC(債務者)及び売主投資家(債権譲渡人)が本承諾通知及び取引証明書の内容を見れば、本承諾通知がされた日時及びその内容を容易に確認することができることを、売主投資家(債権譲渡人)のマイページ上に表示された本承諾通知の内容や取引証明書の記載内容から確認する。

確認事項②:

【要件】法第十一条の二第一項第二号の主務省令で定める措置等に関する省令(以下「省令」という。)第2条第1号

認定新事業活動実施者が、次に掲げる事項を記録した通知等記録を債権譲渡通知等がされた日から起算して5年間保存することとしていること。

イ 当該債権譲渡通知等がされた日時

ロ 当該債権譲渡通知等の内容

ハ 当該債権譲渡通知等をした者を識別するために用いられる事項

ニ 当該債権譲渡通知等を受けた者を識別するために用いられる事項

【検証】本承諾通知には本承諾通知がされた日時(上記「イ」に該当)が記載されており、かつ、取引証明書には「ファンド名及びファンドID<sup>3</sup>(上記「ハ」に該当)、売主投資家ID(上記「ニ」に該当)、買主投資家ID、トランザクションID、トークンID、トークン数量、トークン価格、売買契約成立日時(DS社によるトークン売買の承認日時)」(全情報が上記「ロ」に該当)が記載されており、本承諾通知及び取引証明書が適切に保存されていることを確認する。なお、5年間の記録保存については、本実証においては検証困難であるため、検証対象外とする。

確認事項③:

【要件】省令第2条第2号

債権譲渡通知等をした者の求めがあったときは、認定新事業活動実施者が当該債権譲渡通知等に係る記録事項を記録した書面を交付し、又は当該に係る記録事項を記録した電磁的記録を提供することとしていること。

【検証】本SPC(債務者)の求めがあったときは、申請者が本承諾通知及び取引証明書を提供

---

<sup>3</sup> ファンド名とファンドIDは各々一意に結び付くものである。

することとしていることを確認する。

確認事項④：

【要件】省令第2条第3号

認定新事業活動実施者が新事業活動の廃止をしようとするとき、又は認定新事業活動の認定が取り消されたときは、その保存に係る通知等記録を、他の第1号の保存及び第2号の交付又は提供を適切に行うことができる者に引き継ぐこととしていること。

【検証】本実証段階で、技術的に検証できる内容ではないため、新事業活動計画申請段階で別途対応するものとし、検証対象外とする。

確認事項⑤：

【要件】省令第2条第4号

認定新事業活動実施者が第1号イの日時(当該債権譲渡通知等がされた日時)を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させていること。

【検証】本システムの時刻は、NTP(Network Time Protocol)を通じて日本標準時の正確な現在時刻に設定されているAWS(Amazon Web Services)が提供する時刻に同期させていることを確認する。

確認事項⑥：

【要件】省令第2条第5号

債権譲渡通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等に係る第1号ハの事項が当該債権譲渡通知等において当該債権譲渡通知等をした者として記録された者のものであるかどうかを確認することができること。

【検証】取引証明書に本SPC(債務者)を示す「ファンド名及びファンドID」が記載されており、ファンド名とファンドIDは各々一意に結び付くものであるところ、売主投資家(債権譲渡人)及び買主投資家(債権譲受人)は、それぞれのマイページ上において常にファンド名及びファンドIDを確認することができることを確認する。

確認事項⑦：

【要件】省令第2条第6号

次に掲げる技術的安全管理に関する措置が講じられていること。

イ 通知等記録を取り扱う電子計算機において当該通知等記録を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

ロ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 通知等記録を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続していることに伴う通知等記録の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な措置を講ずること。

【検証】上記「イ」該当性の検証

✓ サービス利用者が本システムを使用するにあたっては、事前のユーザー登録及びシステム管理者による承認を必須とし、当該ユーザー情報及び管理者による承認結果がデータベース上に記録されているか確認する。

✓ サービス利用者が本システムを操作するにあたっては、事前の認証操作として、



当該サービス利用者固有のユーザーID及びパスワードの入力を必須としているか確認する。

- ✓ 本システムのうち、システム管理者が使用するWebアプリケーション、データベース、サーバー、及び通知等記録を生成・保存するサーバーへのアクセスは業務上必要なプロトコルのみに限定し、かつVPN接続を必須とすることによりアクセス可能な人員をシステム管理者に限定し、加えてサービス利用者からのアクセスを禁止しているか確認する。

上記「ロ」該当性の検証

- ✓ 本システムのうち、投資家のブラウザを通したWebアプリケーションとの通信に必要な部分は、操作に必要な最小限のプロトコルのみを許可するとともに、WAFを導入して悪意あるリクエストを検知・遮断しているか確認する。
- ✓ 本システム内部のサーバー間の通信はAWSのサービス（セキュリティグループ）によって必要最小限のルールのみ許可するよう設定しているか確認する。
- ✓ 本システムのサーバー内部でアンチウィルスソフトを稼働させ、不正なスクリプトやマルウェア等の活動を検知・防止しているか確認する。
- ✓ 本システムのうち、システム管理者の使用するアプリケーション及びサーバーへのアクセスについては、クライアント証明書を用いたVPN接続を要求し、不正な人員からのアクセスを防止しているか確認する。

上記「ハ」該当性の検証

- ✓ ブラウザを通じた通信はTLS1.2以上の規格（TLS1.2はインターネット通信における標準的な暗号化方式）によって暗号化することにより、サービス利用者が本システムを利用する際に、通信内容の漏洩が防止されているか確認する。
- ✓ 本システムのうち、システム管理者が使用するWebアプリケーション、データベース及びサーバーへのアクセスに関しては、VPN接続を必須とすることによりアクセス可能な人員を限定し、接続時の通信を暗号化することによって機密性を高めるとともに、一般のインターネットからのアクセスを遮断することにより、システム管理者が本システムを利用する際に、通信内容の漏洩が防止されているか確認する。
- ✓ データベースの障害に備えて定期的にバックアップを取得しており、データベース内部のデータの滅失及び毀損を防止しているか確認する。
- ✓ ブロックチェーンに保存するデータは、定期的にバックアップを取得することにより、ブロックチェーン内部のデータの滅失及び毀損を防止しているか確認する。

確認事項⑧：

【要件】省令第2条第7号

認定新事業活動実施者が新事業活動について国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格27001に適合している旨の認証を受けていること。

【検証】申請者は、セキュリティ運用管理に関する公的認証（ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステム）を可及的速やかに取得する予定であるところ、本実証段階で検証できる内容ではないため、新事業活動計画申請段階で別途対応するものとし、検証対象外とする。

### 3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

#### (1) 実施期間

認定後、実証開始の準備が整ってから1ヶ月後の日が属する月の末日まで

#### (2) 実施場所

全国（申請者のサーバー）

### 4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

#### (1) 参加者等の具体的な範囲

本SPC及び特例業務対象投資家

#### (2) 同意の取得方法

DS社が、本SPC及び特例業務対象投資家に対して事前の説明に基づき同意を取得する。

### 5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

#### (1) 実施に必要な資金

特になし

#### (2) その調達方法

特になし

### 6. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

民法第467条及び民法施行法第5条

法第11条の2

債権譲渡について、法定の「確定日付のある証書」に加えて、新たな通知方法を併用するものであり、新技術等関係規定に違反するところはない。

#### (参考)

##### ○民法

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

##### ○民法施行法

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日より確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル

私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便認証司（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便認証司ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

② 指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覺ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

③ 前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

#### ○産業競争力強化法第11条の2

（債権譲渡の通知等に関する特例）

第十一条の二 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）の通知又は承諾（以下この項において「債権譲渡通知等」という。）が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画（次条第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。）に従って提供する情報システム（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）の通知又は承諾について準用する。

3 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条第二項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

7. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容なし

8. 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名：山本 浩平

住所：東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシティ 3階

電話番号：03-6804-9351

電子メールアドレス：[kohei.yamamoto@digitalsecurities.jp](mailto:kohei.yamamoto@digitalsecurities.jp)

(以上)

# 経 済 産 業 省

## 様式第十五（第6条関係）

### 新技術等実証計画に対する見解書

官 印 省 略  
20220829情第38号  
令和4年9月15日

新技術等効果評価委員会

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 岡田 直樹

令和4年8月29日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

#### 記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者  
オーナーシップ株式会社 代表取締役 松井 晴彦
2. 当該新技術等実証計画が提出された日  
令和4年8月29日
3. 認定の可否に関する見解  
法第8条の2第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし。

**様式第十五**（第6条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

法務省民制第136号  
令和4年9月7日

新技術等効果評価委員会

法務大臣 葉梨 康弘  
(公印省略)

令和4年8月29日付けで提出された新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項の規定に基づき、意見を求めます。

記

1. 当該新技術等実証計画を提出した者  
オーナーシップ株式会社 代表取締役 松井 晴彦
2. 当該新技術等実証計画が提出された日  
令和4年8月29日
3. 認定の可否に関する見解  
法第8条の2第4項第3号に適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。
4. その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項  
なし